

別添4「平成25年4月の制度改正における経過措置」

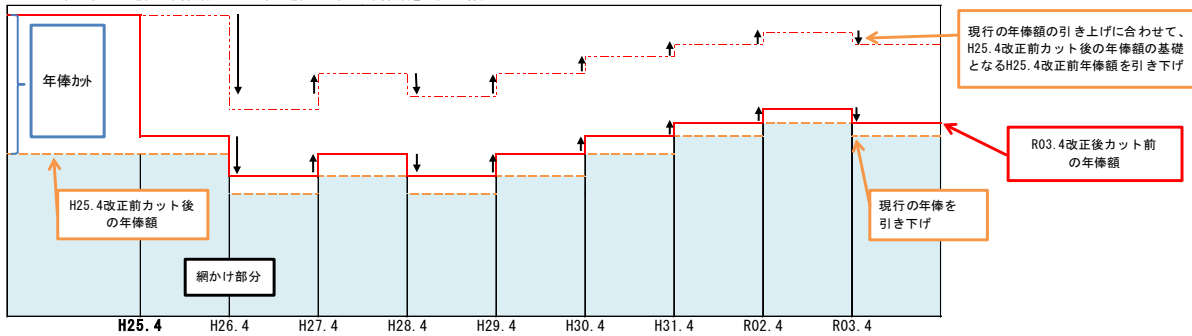
平成25年4月引き下げ後の新年俸の額に対して、平成24年4月から実施中の給与カット（平成30年4月からは上級管理職以上の役職について2.8%～3.3%（上級管理職である看護師については0.5%））をさらに実施すると、大きな負担が生じることから令和4年3月までの給与カット期間中は以下のとおり経過措置を設けることとしています。

【経過措置の考え方について】

- (1) ①新年俸の額（カット前）と②改定前の額（カット後）を比較します。
- (2) ②の額が①の額を下回る場合は、②の額を支給します。（【図1】参照）
- (3) ①の額が②の額を下回る場合は、①の額を支給します。（【図2】参照）

【図1】新年俸の額（カット前）が改定前の額（カット後）より高い場合

OR03.4改正後カット前の年俸額がH25.4改正前カット後の年俸額を上回る場合



【図2】新年俸の額（カット前）が改定前の額（カット後）より低い場合

OR03.4改正後カット前の年俸額がH25.4改正前カット後の年俸額を下回る場合

